



三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で輸入後、一年以上経過した繁殖用又は搾乳用の雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ症については凝集反応検査（急速凝集反応）、結核についてはツベルクリン検査

青森県告示第百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨ―ネ病検査を受けることを命ずる。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨ―ネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査又はヨ―ニン検査

青森県告示第百四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項又は家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の規定に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百四十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病検査を受けることを命ずる。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している蜜蜂で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱検査を受けることを命ずる。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚熱発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百五十三号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

権現土砂災害警戒区域及び権現土砂災害特別警戒区域

一 解除する区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり  
（図面省略）

青森県告示第百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

権現土砂災害警戒区域及び権現土砂災害特別警戒区域

一 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

公 告

公共下水道の事業計画の変更案の縦覧

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の規定により、十和田湖特

定環境保全公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第三条の規定により公示し、次のとおり十和田湖特定環境保全公共下水道事業計画の変更案を縦覧に供する。  
なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る工事の完成の予定年月日

令和六年三月三十一日

二 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、上北地域県民局地域整備部企画整備課及び十和田市上下水道部下水道課

三 縦覧期間

令和三年三月五日から同月十九日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ツヅキ室内

二 代表者の氏名 統浩二

三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田四丁目二四の二六

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一三二八〇号

五 取消年月日 令和三年二月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

令和三年三月五日

青森県収用委員会会長 赤津重光

一 送達すべき書類の名称

令和三年二月二十四日付け裁決書（青収委第三十四号）

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の書類は、青森県国土整備部監理課内において保管しているため、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の書類は、令和三年三月二十二日をもって送達があったものとみなされます。

別表

氏名	住所
----	----

持分29分の1 法定相続人	(亡) 沼口 光夫	初太郎 興助	不明 ただし、住民票の除票の住所 青森県上北郡横浜町字向平250番地 (平成21年8月5日職権消除)
持分29分の1 法定相続人	(亡) 坂井 千香子	初太郎 未五郎	不明 ただし、大坂府豊中市登池東町一丁目10番 地3 附票の住所 フラジール国
持分29分の1 法定相続人	(亡) 外崎 ナツ	興手 米松	不明 ただし、青森県青森市松原二丁目28番地 附票の住所 フラジール
持分29分の1 法定相続人	(亡) 沼口 喜太郎	米松 亮太郎	不明 最後の本籍地 青森県上北郡横浜町字向平230番地
持分29分の1 法定相続人	(亡) 安部 哲哉	安部 亮太郎	不明 ただし、住民票の除票の住所 青森県三沢市松園町2丁目5番27号 第一松園団地1号棟58-1-303
持分29分の1 法定相続人	(亡) 尾駮 健	安部 亮太郎	不明 ただし、住民票の除票の住所 青森県上北郡野辺地町字馬門2番地 (令和2年2月13日職権消除)
持分29分の1 法定相続人	(亡) 平尾 君代の相 続人	由五郎 相 続人	相続人不明 ただし、最後の本籍地 青森県上北郡横浜町字家ノ前川日28番地

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

令和三年三月五日

青森県収用委員会会長 赤津重光

一 送達すべき書類の名称

令和三年二月二十四日付け裁決書（青収委第三十五号）

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の書類は、青森県県土整備部監理課内において保管しているもので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他  
一の書類は、令和三年三月二十二日をもって送達があったものとみなされます。

別表

氏 名	(亡) 沼口 興助 沼口 光夫 法定相続人
住 所	不明 ただし、住民票の除票の住所 青森県上北郡瀬辺町字向平250番地 (平成21年8月5日職権消滅)

公 営 企 業

青森県立つくしが丘病院清掃業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和三年三月五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

1 業務名

青森県立つくしが丘病院清掃業務

2 業務内容

入札説明書による

3 業務委託期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの三年間とし、四月一日から翌年三月三十一日までを一事業年度とする(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。)

4 業務場所

青森県立つくしが丘病院(青森市大字三内字沢部三五三の九二)

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により建物の清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

5 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条の二に定める業務について厚生労働省令で定める基準に適合した者であること。

6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第二条に規定する特定建築物又は医療法第一条の五第一項に規定する病院において、延べ床面積八千平方メートル以上の清掃業務を、平成二十八年四月一日以降、十二月以上継続して履行した実績を有すること。

7 本業務について入札説明書に記載された業務体制が整備されていることを証明した者であること。

三 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有すること並びに入札説明書に示す証明書等について次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数

二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に証明書及び入札説明書に基づく本業務の業務計画書等の関係資料を添えて、入札説明書に示す提出期限までに青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室長に提出しなければならず、また、申請書等の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要

な場合には、当該申請書等の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市大字三内字沢部三五三の九二

青森県立つくしが丘病院（青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室）

電話 ○一七―七八七―二二二一

2 入札書の提出期限

令和三年三月二十九日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

青森市大字三内字沢部三五三の九二

青森県立つくしが丘病院 三階会議室

令和三年三月二十九日 午前十一時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県病院局財務規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十三号）第八

十二条第一項において適用する青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十

号）第三百三十二条、第三百三十三条及び第五百五十九条の規定による。

六 契約書の取り交わし時期

令和三年四月一日

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 落札対象

落札対象

本業務に要求する仕様等が満たされると判断した三の1の申請書等に係る入札書のみを落札対象とする。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、契約期間の見積総額のうち一事業年度分の金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

九 入札手続の停止等

令和三年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Cleaning of Aomori Prefectural

Tsukushigaoka Hospital

2 Fulfillment period:

From April 1, 2021 through March

31, 2024

3 Time limit for tender:

11:00 a.m. March 29, 2021

4 Contact point for the notice:

Aomori Prefectural Tsukushigaoka

Hospital

353-92, Sawabe, Sannai

Aomori City, Aomori 038-0031

JAPAN

TEL 017-787-2121

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円